

令和3年10月26日

松阪市議会議長

堀端 修 様

市民クラブ
東村 佳子

【2021年新人議員特別セミナーin松阪議員の資質向上と議会運営の基本】

改革の底辺から底辺の改革へ

研修報告書

日時：令和3年10月26日

場所：産業振興センターカリヨン別館

講師：高沖秀宣氏（三重県地方自治研究センター上席研究員、議会事務局研究会共同代表）



◎目的

新人議員が議会の役割、二元代表制、議会改革、政務活動費等をきちんと理解すること。
またそれを実践できるよう議員の資質向上を目指すこと。

◎研修内容

議員の資質向上

◆議会の役割・機能

議会の役割

憲法 93 条で定められ、住民の代表機関であり、議決機関である

議会の機能

地方自治法第 96 条 1 項の議決権、議決によって自治体意思、団体意思の決定機能

長その他執行機関の事務執行に対しこれを監視する機能

また議事機関としての審議、議決、議案提出を通じ、政策形成を担う機能

◆議会運営の基本

二元代表制

それぞれ直接、住民を代表する機関である議会と長が相互の牽制と均衡の関係に立つという考え方に基づく二元代表制を理解する

議会は首長の追認機関ではない

議会：議論、監査、チェック

長：執行

自治体議会をめぐる新しい状況は二元代表制の追求

- ・住民に開かれ、住民とともに歩む議会

- ・執行機関の追認機関からの脱皮、自治体意思の決定機関の自覚した議会

- ・執行機関への質問だけから議員同士の討議を中心とした運営を目指す議会

*戦略を持って政策提言できる議会へ

◆議員力、議会力の強化

議会改革とは

議会が二元代表制のもとで議会の役割を十分に発揮するためにその機能を強化すること

議会が果たすべき役割の 3 つの柱

1, 情報共有

会議資料、議会視察の事前公開・政務活動費の公開、チェック

2, 住民参加

住民意見の議会への反映、住民との対話の工夫

3, 議会機能強化

議会基本条例の制定、検証

議会事務局や議会図書室の体制整備

◆通年制議会

条例により、定例会、臨時会の区別を設けず、通年の会期とすること（地方自治法 102 条の 2 第 1 項）

北海道白老町議会が最初で宮城県蔵王町議会、北海道福島町議会、栃木県、長崎県、三重県と続いている

今では通年会期制議会は 1 県 13 市 27 町村、定例会年 1 回制議会は三重県を含め 2 県 28 市 32 町村となっている

定例会年 1 回制の通年議会と通年会期制と合わせて通年制議会で、三重県議会では「議事運営の弾力的、効率的な運用によって議会の機能強化を図る」とある

「通年議会は議員同士の議論を重視する点にその神髄はある」と講師先生は力説され、議会活動の活発化、その充実に役立ち、不測の事態にもすぐに対応可能で、専決処分の件数が各段に減少し、委員会などの審議時間が十分に確保でき、公聴会制度などの活用が増え、議会運営に住民の声を反映する可能性が大きく広がり、契約議案などに即効性のある対応が可能になる

一方、執行機関、議会事務局の負担が増え、運営コストも増加する

また議員の集中力の低下の心配がある

しかしそれ以上に議会活動のパワーアップとスピードアップ、議会と執行部との間の緊張感、長の専決処分が減ることは何より有益

講師先生曰く

通年議会となって議会での議論が増えることにより、結局は自治体の政策の質が上がることになり、それはすなわち市民福祉の増進に資することを理解することが必要！

◆コロナ禍の議会運営

政務活動費の返上ではなく本来の政策的活用をすべきだ

オンラインによる委員会、本会議の開催

議会活動の継続を図り出席できない人が参加でき、議会の危機管理上検討していくべき

◎所感

パワフルでテンポのよい講座はどんどん引き込まれ、新人議員の私にとって貴重な時間となりました。

先日の議会改革特別委員会でも通年議会制を取り上げていたこともあり、さらに詳しく知ることができまさにタイムリーな内容でした。

メリット、デメリットをしっかりと理解し、どんなカタチが市民にとって有益なのか、また私たち市議が資質の向上を目指すことができるのか、お役目をしっかりと果たせるようさらに勉強を重ねていきたいと感じる貴重な研修でありました。

* 研修の様子



* 研修の資料

